

母子家庭の母の就業の促進を図る優良企業等推薦用紙【地方公共団体用】（様式3）

ふりがな 企業等名		推薦者の連絡先				
		都道府県名				
ふりがな 所在地		所属部局課室名				
		担当者氏名				
ふりがな 代表者氏名		連絡先電話番号				
		Eメールアドレス				
従業員数 について	①従業員数 (19年3月1日現在) (①=②+③)	人	②従業員 数のうち 正社員数	人	③従業員数 のうち非正 社員数	人
	④母子家庭の母 の従業員数 (19年3月1日現在) (④=⑤+⑥)	人	⑤母子家 庭の母の 従業員数 のうち正 社員数	人	⑥母子家庭 の母の従 業のうち 非正社員 数	人
取引額 について	⑦直近の 総取引額 (平成 年度)	円		⑧ ⑦のうち母子寡婦 団体等との取引額	円	
上記の企業 を推薦する 理由について						
その他参考 となる事項						

(注)

- 「従業員数について」欄と「取引額について」欄は、いずれか顕著な実績を上げているものを、推薦者の判断で適宜選択して記載すること原則とする。ただし、双方の欄に記載することを妨げるものではない。
- 「正社員」、「非正社員」の区分については、推薦企業等で通常使用している基準に基づき整理して差し支えない。
- 「④母子家庭の母の従業員数」欄は、「①従業員数」欄の内数となるように留意すること。
- 「取引額について」欄は、推薦企業等における直近の取引額を記載すること。
- 「従業員数について」欄、「取引額について」欄、「上記の企業等を推薦する理由について」欄、「その他参考となる事項」欄については、参考となる資料（企業パンフレット、新聞、雑誌等の切り抜きのコピーで可）があれば、添付すること。

母子寡婦福祉貸付金の償還に係る各自治体独自の取組例について

- 保健福祉事務所（貸付業務担当所）14か所に各1名ずつ償還協力員を配置するとともに、毎年9～12月を償還対策特別強化月間とし償還促進を図っている。あわせて、窓口において口座振替を奨励している。
- 「文書」より「電話」、「電話」より「面談」による償還指導が効果が大きいことから、平成16年より保育所保育料など他の滞納も併せて訪問徴収できる体制を整備するとともに、休日や夜間に訪問できる体制とした。これにより文書等の催告には何年も応じなかった滞納者から償還が開始される等の効果がみられた。
- 償還対策会議を必要により開催するとともに、貸付時において独自の説明書を使用し、借受人（保証人）に説明後、承知した旨の署名を記載してもらう。保証人についても可能な限り面接を行い、保証の意思確認と責任について説明している。納入が遅れがちな借受人に対しては月賦を勧奨し、督促の文面に新規貸付への支障や違約金等を記載している。
- きめ細かな生活指導等により将来の資金計画設計を指導し、本人も将来資金繰りに困らないよう納得するまで話し合う。修学資金等は進学する児童とも話をし、将来の生活設計ができるよう貸付を行う。
- 償還促進会議、事例検討会を開催するとともに、平成15年より毎年12月を償還促進月間とし、各市の督促状・催告状と同時に県で作成した催告書の送付や、電話催告及び家庭訪問を集中的に実施している。また、市の実態調査を実施し、質疑応答集を配布するとともに、借受人あてパンフレットを作成、配布している。
- 年度当初に、当該年度に償還する者すべてに年間償還予定を通知する。日頃から滞納者との連絡をこまめに取り、償還者の現在の生活状況などを把握し、収入の時期に合わせ訪問する。

母子寡婦福祉貸付金償還率について

① 母子福祉資金

【都道府県】

区分	平成17年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	32.1	4.8	75.9
2 青森県	61.3	13.5	88.5
3 岩手県	65.4	15.6	86.8
4 宮城県	69.2	18.2	85.1
5 秋田県	70.5	19.5	86.2
6 山形県	51.1	13.6	84.2
7 福島県	55.4	20.6	82.1
8 茨城県	58.6	9.9	89.2
9 栃木県	42.7	10.7	81.6
10 群馬県	49.6	6.8	86.7
11 埼玉県	57.7	12.1	85.1
12 千葉県	53.0	11.6	82.5
13 東京都	27.7	9.3	63.9
14 神奈川県	30.0	4.6	77.2
15 新潟県	59.1	13.9	92.1
16 富山県	44.8	7.7	86.9
17 石川県	86.8	20.5	92.0
18 福井県	54.3	9.4	89.0
19 山梨県	50.1	11.7	81.9
20 長野県	60.7	7.5	87.6
21 岐阜県	67.7	15.5	89.0
22 静岡県	51.7	7.8	87.4
23 愛知県	72.2	16.8	91.5
24 三重県	35.0	5.5	80.7
25 滋賀県	77.7	23.0	95.3
26 京都府	52.8	8.0	88.0
27 大阪府	33.6	4.4	79.1
28 兵庫県	53.5	8.3	89.3
29 奈良県	47.3	10.2	84.2
30 和歌山県	71.0	9.4	96.1
31 鳥取県	52.8	14.8	87.3
32 島根県	53.8	10.6	89.2
33 岡山県	55.0	6.7	89.0
34 広島県	61.9	13.6	90.0
35 山口県	38.2	5.1	84.7
36 徳島県	41.8	5.5	90.7
37 香川県	58.8	11.2	90.9
38 愛媛県	55.5	4.6	87.6
39 高知県	64.3	19.5	93.9
40 福岡県	44.6	10.5	83.1
41 佐賀県	44.7	14.1	80.4
42 長崎県	45.0	15.7	76.6
43 熊本県	69.2	17.9	95.4
44 大分県	49.0	13.6	83.4
45 宮崎県	50.6	11.5	83.0
46 鹿児島県	44.2	12.0	81.3
47 沖縄県	31.5	10.9	72.6

【指定都市、中核市】

区分	平成17年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	37.3	11.4	73.8
49 仙台市	26.6	7.3	63.2
50 さいたま市	55.1	8.5	82.3
51 千葉市	50.2	6.1	83.6
52 横浜市	32.2	3.0	76.2
53 川崎市	29.3	6.0	73.2
54 静岡市	53.7	2.6	87.9
55 名古屋市	38.9	6.1	79.2
56 京都市	26.5	3.9	69.5
57 大阪市	25.8	3.4	70.3
58 堺市	34.0	3.5	75.6
59 神戸市	34.3	7.0	81.9
60 広島市	51.5	7.4	85.3
61 北九州市	45.4	8.6	84.1
62 福岡市	20.2	2.7	67.1
63 旭川市	25.7	6.8	69.0
64 函館市	14.0	1.2	54.6
65 秋田市	67.5	12.4	86.5
66 郡山市	45.6	14.9	75.2
67 いわき市	49.5	17.2	76.7
68 宇都宮市	37.1	6.2	80.0
69 川越市	79.8	23.2	94.6
70 船橋市	56.1	13.2	86.3
71 横須賀市	22.0	5.6	50.5
72 相模原市	34.3	3.4	78.1
73 新潟市	37.5	2.4	83.7
74 富山市	49.0	9.8	87.5
75 金沢市	50.7	7.0	92.1
76 長野市	44.8	8.2	82.2
77 岐阜市	51.4	7.0	85.3
78 浜松市	53.6	5.6	87.1
79 豊橋市	68.8	9.9	89.3
80 豊田市	53.9	14.6	74.2
81 岡崎市	70.3	13.3	86.8
82 高槻市	48.0	4.4	82.0
83 東大阪市	39.8	0.4	78.8
84 姫路市	50.2	4.8	87.8
85 奈良市	52.7	16.7	81.7
86 和歌山市	46.3	6.0	89.9
87 岡山市	40.9	6.6	83.3
88 倉敷市	56.4	17.7	81.9
89 福山市	40.0	11.9	82.2
90 下関市	30.5	3.7	66.2
91 高松市	34.2	5.5	78.1
92 松山市	46.7	16.5	79.2
93 高知市	44.2	9.2	86.3
94 長崎市	54.6	21.1	78.3
95 熊本市	48.2	16.6	79.6
96 大分市	47.5	15.9	77.8
97 宮崎市	37.1	11.8	77.4
98 鹿児島市	19.8	4.1	64.7
全国平均	48.1	10.1	82.2